

# 児童手当制度改革（拡充）のお知らせ

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から、以下のとおり児童手当の制度が変わります。

	(改正前) 令和6年9月分まで	(改正後) 令和6年10月分から
支給対象	中学生まで (15歳到達後 最初の年度末まで)	高校生年代まで (18歳到達後 最初の年度末まで)
手当月額	◆3歳未満 : 月 15,000 円 ◆3歳～小学生 第1・第2子 : 月 10,000 円 第3子以降 : 月 15,000 円 ◆中学生 : 月 10,000 円 ◆特例給付 : 月 5,000 円	◆3歳未満 第1・第2子 : 月 15,000 円 第3子以降 : 月 30,000 円 ◆3歳～高校生年代 第1・第2子 : 月 10,000 円 第3子以降 : 月 30,000 円
所得制限	あり	なし
第3子以降 増額の カウント対象	0歳～高校生年代までの子 (18歳到達後最初の年度末)	0歳～大学生年代までの子 (22歳到達後最初の年度末) <small>※大学生年代については、生計費などの 経済的負担が生じている場合に限る</small>
支給月	2月、6月、10月 (年3回)	2月、4月、6月、8月、 10月、12月 (年6回)

\* お問い合わせは、下記までご連絡ください。

■小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所 別館5階  
小樽市こども未来部こども福祉課 (受付時間: 平日9:00~17:20)  
電話 0134-32-4111 (内線311・314)  
FAX 0134-31-7031

